

◆ ◆ 英語力向上奨励費交付要領 ◆ ◆

(目的)

グローバル化する社会や企業で活躍できる、英語能力の高い人材の育成を図ることを目的とする。

[英語力向上奨励費]

- 1 TOEIC (英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界基準のテスト) と英語検定が一定基準の成果を取めた場合、その健闘をたたえ、次のとおり助成する。

(単位：円)

区 分	得 点	助 成 額
TOEIC	650点以上	10,000
英語検定	準1級以上	10,000

- 2 奨励費の交付は、同一学生について1回限りとする。
- 3 奨励費の交付を受けようとする者は、英語力向上奨励費申請書 (様式第4号) に公式認定書 (写) またはスコアレポート (写) あるいは、英検合格書 (写) を添えて、後援会会長に対し提出しなければならない。
- 4 奨励費の交付は、後援会予算の範囲内で、当該年度内に行う。
- 5 英語力向上奨励費の交付状況及び内容については、後援会総会において報告を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成14年4月5日から施行する。

この要領は、平成23年4月5日から施行する。

この要領は、平成28年4月5日から施行する。